

山陽小野田市市民意見公募（パブリックコメント）制度実施要綱

解説

（目的）

第1条 この要綱は、市民意見公募（パブリックコメント）制度を実施することにより、市民の市政への参加を促進し、市の政策形成過程における透明性、公正性の確保を図るとともに、市民への説明責任を果たし、もって市民と行政との協働のまちづくりを推進することを目的とする。

【考え方】

地方分権の進展に伴い、「市民との協働」による行政運営が不可欠であるとの考えのもと、計画や条例等の策定に際し、その内容、市の考え方などを公表し、市民の皆さんの御意見をお伺いして、反映させるという一連の手続きを行うことにより、行政運営における「透明性と公正性を確保」し、「市民への説明責任」を果たし、「市民の市政への参加を促進」することを目的として市共通のルールとして制度化するものです。

また、この制度は、賛成・反対を問うのではなく、寄せられた御意見や情報を「意思決定」の際の参考とさせていただくためのものです。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民意見公募（パブリックコメント）制度 市の基本的な計画、条例等（以下「計画等」という。）を策定、制定する過程において、当該計画等の趣旨、内容等の必要な事項を公表し、広く市民等から意見及び情報（以下「意見等」という。）を求め、これを考慮して意思決定を行うとともに、意見等に対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいう。
- (3) 市民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 市内に存する学校に在学する者
 - オ 市民意見公募（パブリックコメント）制度に係る事案に関し、利害関係を有すると実施機関が認めるもの

【考え方】

- (1) この制度の名称は、現在国をはじめ、多くの自治体で採用されている意見公募に係る一連の手続きについて、その名称を「パブリックコメント」として、一般的に認知されてきているため、この名称を（ ）書きで用いるものです。
- (2) この制度（要綱）を市政全般に適用させるため、市のすべての機関（議会を除く。）について、「実施機関」としています。
- (3) この制度（要綱）に基づき意見等を提出できるのは、市内在住者、市内に事務所（事業所）を有するもの（個人・法人・団体）、市内に勤務又は通学する者及び利害関係者とします。
(山陽小野田市情報公開条例第5条の例に準じています。)

(対象)

第3条 市民意見公募（パブリックコメント）制度の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本構想、市政の各分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画等の策定又は改定
- (2) 市の基本的な制度を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限する内容を含む条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料その他の金銭の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃に係る案の策定
- (3) 前2号に定めるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

【考え方】

(1) 市政全般や個別分野における基本計画・基本方針・指針などを新しく策定し、又は変更する場合で、総合計画における「基本構想・基本計画」、「男女共同参画プラン」、「地域福祉計画」、「一般廃棄物処理基本計画」、「都市計画マスタープラン」などがあります。

(2) 「市の基本的な制度を定める条例」は、市政全般や個別分野における基本理念、方針を定めたり、市政運営上の共通の制度を定める条例で、「自治基本条例」、「男女共同参画推進条例」、「情報公開条例」、などがあります。

「市民に義務を課し、若しくは権利を制限する内容を含む条例」は地方自治法第14条第2項に定めるもので、市民に適用される規制等を定める条例で、「個人情報保護条例」、「空き缶等のポイ捨て禁止条例」、「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」などがあります。

ただし、「市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料その他の金銭の徴収に関するもの」は地方自治法第74条において、直接請求の対象外となっていることから除外します。

(3) 上記のもののほか、本制度の趣旨に基づき、実施機関が市民の意見等を反映させる必要があると認めた場合には、この要綱に定める手続きを行うことができることとしています。

(対象の適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号に該当する場合は、この要綱に定める手続を行わないことができる。

- (1) 迅速又は、緊急な対応を要するもので、この要綱に定める手続を行うことにより、その目的達成に支障が生じると認められるもの及び軽微なもの
- (2) 法令等に基づき策定する計画等で、当該法令等に市民等からの意見の聴取に関する手続が定められているもの
- (3) 国又は県が策定する上位計画等の整合性を図る必要がある等の理由により市の裁量の余地がないなど、この要綱に定める手続を行うことが不相当であると認められるもの
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により、議会に提出するもの
- (5) 附属機関（地方自治法第202条の3第1項に規定する附属機関をいう。）又はこれに準ずる機関（以下「附属機関等」という。）がこの要綱に定める手続に準じた手続を経て策定した報告又は答申に基づき、実施機関が計画等の案を作成し、意思決定する場合

【考え方】

- (1) 早急に計画策定や条例制定を行わなければ、その意義や効果が失われるもの、法令等で制定時期が定められこの手続をとる時間的余裕がないもの及び基本的な事項の変更を伴わない軽微な変更などは対象外とします。
- (2) 上位法令等の規定に基づき策定する計画等で、その法令等の中で、この制度に代わる手続等が定められているものは対象外とします。
- (3) 国・県が定める上位の計画等との整合性を図る必要があり、市の裁量の余地がないなど、この制度による手続を行うことの必要性や効果がないものは対象外とします。
- (4) 直接請求により議会に提出される条例案等は、市長が修正できないため対象外とします。
- (5) 計画等の策定に際し、審議会等の附属機関がこの制度による手続に準じた手続を経て策定した報告又は答申に基づいて、意思決定する場合は、すでにこの制度による手続を経たものとして取り扱います。

(計画等の案の公表)

第5条 実施機関は、計画等を策定しようとするときは、意思決定を行う前の適切な時期に当該計画等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、次に掲げる資料を併せて公表するものとする。

- (1) 当該計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 当該計画等の案の概要
- (3) 当該計画等の案の作成にあたり、整理した考え方及び論点
- (4) 附属機関等における審議又は検討に付した場合にあっては、当該審議又は検討の概要がわかる資料
- (5) 前各号に掲げるもののほか、参考となる資料

【考え方】

この制度による手続きをとる計画等の案は、意思決定をする前の適切な時期に公表します。

公表する時期は、案件により策定段階の最も効果的な時期を考慮して、実施機関が設定します。

公表するに当たり、その目的や趣旨、内容が十分に理解でき、適切な判断ができるよう必要な資料を併せて、公表するものとします。

(公表の方法)

第6条 前条に規定する公表は次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 当該計画等の所管課での閲覧又は配布
- (2) 山陽総合事務所、支所及び出張所での閲覧又は配布
- (3) 市ホームページへの掲載
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、公表する計画等の案の内容が著しく多大であるため、その全部を市ホームページに掲載することが困難な場合にあつては、その一部をこれに掲載しないことができる。この場合において、実施機関は当該計画等の案の全体の入手方法を明示するものとする。

3 実施機関は、必要に応じ、次に掲げる方法を活用して計画等の案を公表していることの周知を図るよう努めるものとする。

- (1) 市広報紙への掲載
- (2) 市ホームページへの掲載
- (3) 印刷物の配布
- (4) 報道機関への情報提供

【考え方】

公表の方法は、市（担当課）、山陽総合事務所、支所・出張所での閲覧又は配布及び市ホームページへの掲載によることを基本とします。ただし、公表する資料が多大で市ホームページへの掲載が困難な場合は、一部を省略するとともに、その全部を入手する方法を明示するものとします。

また、周知の方法は、市広報紙や市ホームページへの掲載をはじめ各種媒体を利用して積極的に周知を図ります。

(意見等の提出期間)

第7条 実施機関は、市民等が意見等を提出するために必要な期間等を考慮し、計画等の案の公表の日から起算して30日間を意見等の提出期間として定め、計画等の案の公表時に明示するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、提出期間の最終日が山陽小野田市の休日を定める条例（平成17年山陽小野田市条例第2号）第1条に規定する市の休日に当たる場合には、意見等を提出する市民等の利便性を考慮し、市の休日の翌日を最終日とする。この場合において、意見等の提出方法が郵便の場合は、最終日までに実施機関に到達しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急を要するときその他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、意見等の提出期間を短縮することができる。

【考え方】

意見提出期間は、計画等の案の公表の日から起算して30日間としています。

ただし、意見募集期間の最終日が休日等の場合、翌開庁日に設定するものとします。

なお、意見等は全ての提出方法において、要綱で定める提出期間の最終日までに実施機関に到達しなければなりません。

また、緊急を要するなど、相当の理由がある場合には、その理由を明示して期間を短縮することができるものとします。

(意見等の提出方法)

第8条 実施機関は、次に掲げる方法により、計画等の案に対する市民等からの意見等の提出を受け付けるものとし、計画等の案の公表時にその旨を明示するものとする。

(1) 郵便

(2) ファクシミリ

(3) 電子メール

(4) 実施機関が指定する場所への書面の提出

2 実施機関は、前項各号により意見等を受け付ける場合には、意見等の提出者の住所（団体の場合は事務所の所在地）及び氏名（団体の場合は団体名及び代表者氏名）を明記することを条件とし、計画等の案の公表時にその旨を明示するものとする。

3 実施機関は、計画等の案に対する意見等と併せて、当該意見等の提出者の住所、氏名又は団体名を公表する場合には、当該計画等の案の公表時にその旨を明示するものとする。

【考え方】

意見の提出方法は、その意見が文書又は電子データとして記録に残るもので、郵便、ファクシミリ、持参等による書面の提出又は電子メールによる電子データの送信とし、口頭又は電話による意見聴取は行いません。

また、意見等に対する内容確認、回答及び責任ある御意見等をいただくため、住所及び氏名（団体の場合は事務所の所在地、団体名及び代表者氏名）を明記していただくこととしています。

なお、提出された御意見等の提出者の氏名等を公表する場合は、意見等の募集時にその旨明記します。

(意見等の処理)

第9条 実施機関は、市民等から提出された意見等を考慮して、計画等について最終的な意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方並びに計画等の案を修正したときはその修正内容、意思決定後の計画等を公表するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

(1) 賛否のみを記した意見

(2) 当該計画等に内容が合致しない意見等

(3) 前条第1項の規定により定めた提出方法又は第2項に規定する条件に違反して提出された意見等

(4) 山陽小野田市情報公開条例(平成17年山陽小野田市条例第8号)第9条各号に掲げる情報に該当する意見等(前条第3項の規定により、公表する旨を明示した場合を除く。)

4 第2項の公表の方法については、第6条の規定を準用する。

【考え方】

提出された意見等を十分考慮して、計画等の意思決定を行うとともに、意見の反映の有無にかかわらず、意見に対する市の考え方を公表します。

意見等により修正した場合は、その内容、理由及び計画等の最終案を公表します。

ただし、この制度の趣旨が計画等に対する賛否を問うものではないため、賛否のみの意見は公表しないものとします。また、意見の内容が、計画等に合致しないもの、前条の提出方法によらないで提出された意見、公表することによって個人、法人または団体に対して明らかに不利益を与えると認められる場合など、山陽小野田市情報公開条例第9条各号に該当するものは、その一部または全部を公表しないこととします。(事前に公表する旨を明示した場合の氏名等を除く。)

なお、意見等を要約し、又は類似の意見をまとめて公表する場合があります。

(一覧表の作成等)

第 10 条 市長は、この要綱に定める手続を行っている案件の一覧表を作成し、市ホームページ及び市広報紙に掲載するものとする。

2 前項の案件の一覧表は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 計画等の案の名称
- (2) 公表日
- (3) 意見等の提出期限及び提出方法
- (4) 計画等の案の入手方法及び問合せ先

【考え方】

パブリックコメント制度の実施状況や予定を確認できるように、計画等の案の名称などを一覧表にして、市ホームページ及び市広報紙に掲載するものとします。

(雑則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に意思決定過程にある計画等で、この要綱に定める手続に準じた手続を経たものについては、この要綱の規定は適用しない。

附 則

この要綱は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

【考え方】

この制度の適正かつ円滑な実施のために、必要な事項があれば、別に定めることとしています。また、この要綱の制定前に、パブリックコメント制度に準じた手続を経て策定中の計画等については、対象外とします。